

2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の
第 8 条及び第 59 条の改正に関する政令

第 1 条 2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk の第 8 条及び第 59 条を下記のように改正する。

新第 8 条

コミューン・サンカットの委員会は、自分の管轄でのコミューン・サンカットの身分登録について責任を持たなければならない。

新第 59 条

身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録は、カンボジア国民にのみ適用し、2002 年 8 月 1 日から 2005 年 8 月 31 日までの 3 年間とする。

本期間を経過した場合で、出生証書又は死亡証書を有しないカンボジア国民は、居住地の管轄の地方裁判所から判決をもらい、管轄のコミューン又はサンカットの身分登録官に申請し、登録をしなければならない。結婚証書関係については、配偶者が任意でその申立てをすることができる。

2002 年度については、各種身分登録簿は 2002 年 8 月 1 日から同年 12 月 31 日まで使用することができる。

2003 年以降は 2000 年 12 月 29 日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の第 14 条 1 項を適用する。

プノンペン，2002 年 6 月 24 日

首相 フンセン

身分に関する政令の改正についての政令

1 条のみ

「2000年12月29日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk」の第25条、第40条、第43条、第45条、第47条、第51条、及び2002年6月24日付の「2000年12月29日付の身分に関する政令 No.103 ANKbk」の第8条及び第59条の改正に関する政令 No.60 ANKbk」の新第59条を下記のように改正する。

新第25条

子供が出生し、30日以内に報告をし、出生登録をしていない場合は、親又は保護者は、管轄のコミューン・サンカットに登録申立てをしなければならない。その場合において、出生証書用紙代としてラタナックキリー州、モンドルキリー州、ストゥントレイ州、プリアスヴィヒア州、ウッドーメアンチェイ州の住民については1000リエルを、それ以外の場合は4000リエルを支払わなければならない。

上記の場合について、内務大臣は、申立方法及びその手続、それに出生登録簿への登録手続についての追加のガイドラインを出さなければならない。

新第40条

死亡から15日を経過し、死亡登録の届出をしていない場合において、遺族は、管轄のコミューン・サンカットに登録申立てをしなければならない。その場合において、死亡証書用紙代としてラタナックキリー州、モンドルキリー州、ストゥントレイ州、プリアスヴィヒア州、ウッドーメアンチェイ州の住民については1000リエルを、それ以外の場合は4000リエルを支払わなければならない。

上記の場合について、内務大臣は申立方法及びその手続、それに死亡登録簿への登録手続についての追加のガイドラインを出さなければならない。

新第43条

カンボジア国民で本政令が施行される前に出生し、出生証書を持っていない場合は、定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカットで新しい書式に基づいて出生登録を行うことができる。その場合は、きちんとした居住地を有し、信用できる2人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

給料をもらっている国家公務員又は年金受給者については、給料に係る書類や年金受給書類などを持参し、出生登録簿に生年月日などを登録しなければならないが、その生年月日は当該関連資料と異なってはならない。

新第45条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに夫婦になっているが、結婚証書を持っていない人は、その夫婦当事者が、定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカッ

トで新しい書式に基づいて婚姻登録を行うことができる。その場合は、きちんとした居住地を有し、信用できる2人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

新第47条

カンボジア国民で本政令が施行される前に、すでに死亡し、死亡証書がない場合は、その死亡者の親族が、自分の定住の住居地の管轄のコミューン又はサンカットで新しい書式に基づいて死亡登録を行うことができる。その場合は、きちんとした居住地を有し、信用できる2人の成人が、身分登録官の面前で証人として証言をしなければならない。

新第51条

当年度の身分証書の謄本又は抄本の申請は、コムミューン又はサンカットの役場で行い、謄本又は抄本には身分登録官が署名し、公印を押さなければならない。

新第59条（重）

- a. 身分の証明申請、出生証明のための登録簿への登録、結婚証明のための登録簿への登録、死亡証明のための死亡登録簿への登録は、カンボジア国民にのみ適用し、2002年8月1日から2005年8月31日までとする。
本期間を経過した場合で、出生証書又は死亡証書を有しないカンボジア国民は、本政令新第25条及び新第40条で規定されている条件の下で行わなければならない。
結婚証書関係については、配偶者が任意でその申立てをすることができる。
2002年度については、各種身分登録簿は2002年8月1日から同年12月31日まで使用することができる。
2003年以降は2000年12月29日付の身分に関する政令 No.103ANKbk の第14条1項を適用する。
- b. 本政令が施行された日から2005年8月31日まで、身分登録、出生証明、死亡証明を申請したカンボジア国民に対して、その身分証書の正本を1枚無料で交付する。
2002年8月1日から2005年8月31日の期間において出生した子供で、出生未登録の場合については、父母又は保護者が2005年8月31日までにその出生登録をすれば、その身分証書の正本を1枚無料で交付する。
- c. 国民が簡単に身分登録できるようにするために、コムミューン・サンカットは、施策として内務省のガイドラインに基づいてモバイル身分登録を行なうことができる。

プノンペン、2004年6月14日

首相 フンセン

2004年6月14日付の身分に関する政令 No.17 ANKbk の
新第59条（重）の改正に関する政令

1 条のみ 2004 年 6 月 14 日付の身分に関する政令の改正の政令 No.17 ANMKbk の新第 17 条（重）項目 a.及び項目 b.を下記のように改正する。

新第 59 条（重）

- a. 身分の証明申請，出生証明のための登録簿への登録，結婚証明のための登録簿への登録，死亡証明のための死亡登録簿への登録は，カンボジア国民にのみ適用し，2002 年 8 月 1 日から 2006 年 8 月 31 日までとする。
本期間を経過した場合で，出生証書又は死亡証書を有しないカンボジア国民は，2004 年 6 月 14 日付の政令新第 25 条及び新第 40 条で規定されている条件の下で行わなければならない。結婚証書関係については，配偶者が任意でその申立てをすることができる。
- b. 本政令が施行された日から 2006 年 8 月 31 日まで，身分登録，出生証明，死亡証明を申請したカンボジア国民に対して，その身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。
2002 年 8 月 1 日から 2006 年 8 月 31 日の期間において出生した子供で，出生未登録の場合については，父母又は保護者が 2006 年 8 月 31 日までにその出生登録をすれば，その身分証書の正本を 1 枚無料で交付する。

プノンペン，2005 年 8 月 23 日

首相 フンセン